



最新の秘密管理のポイント ー 日常の管理から テレワーク・副業まで ー

フェアトレード委員会 湯澤啓介



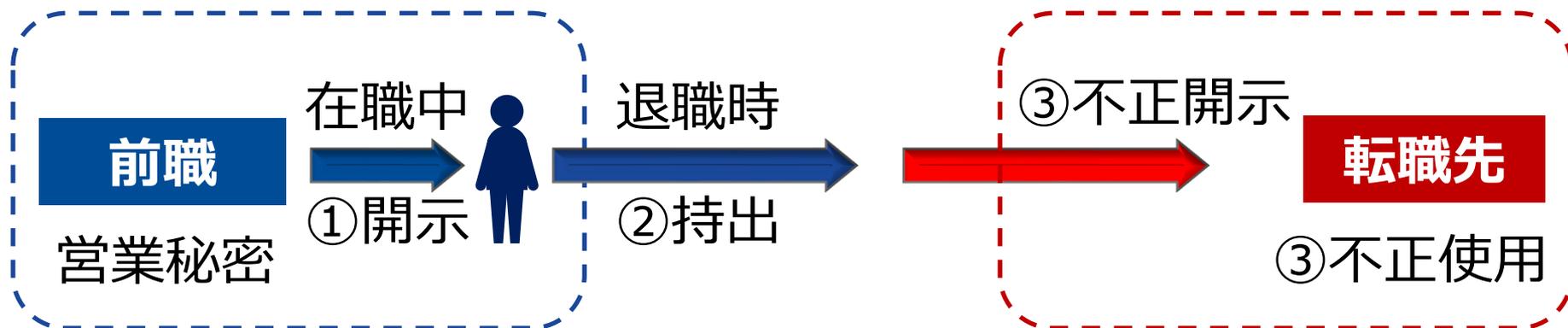
今回の内容

- ◆ 営業秘密漏洩への対応に成功する事例増加
 - 背景にある判例実務進展説明 P3-9
 - 日常の秘密管理の最新ポイント紹介 P10
 - 特に秘密保持契約実務での留意点 P11-12
- ◆ 営業秘密不正取得の主張を受けるリスクについて P13-15
 - 増加するリスクへの対処方法を提案 P16
- ◆ 最近のトピック（テレワーク・副業） P17-19



営業秘密権利行使：従前のイメージ

◆ 典型例



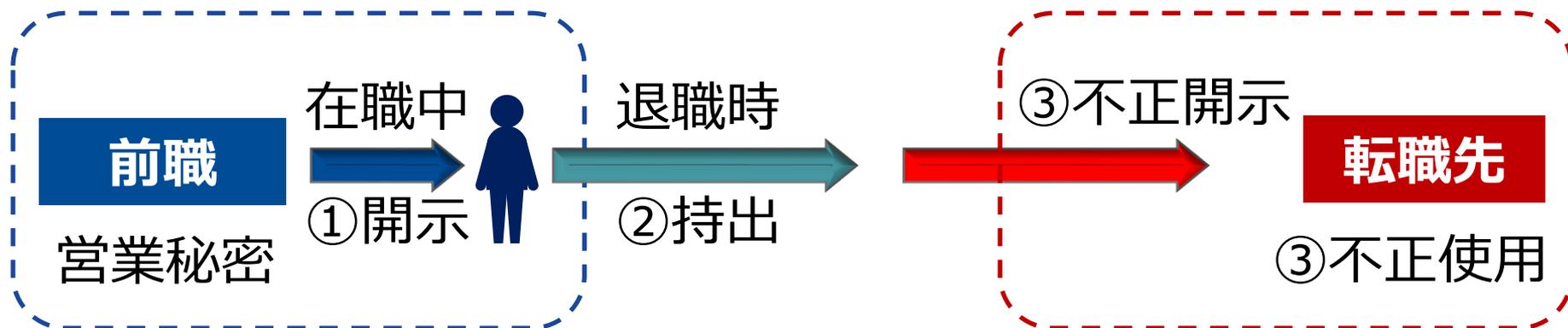
◆ 権利行使は困難とのイメージ

- **原因A**：秘密管理性のハードルが高い
 - アクセス制限等の措置の不十分さで認められない
- **原因B**：不正競争行為の証拠入手困難
 - ③不正開示・不正使用の証拠が必要
 - ②退職時持出は不正競争行為でない



営業秘密権利行使：近時の状況

◆ 典型例



◆ 権利行使のハードルは下がってきている

– 原因A：秘密管理性

- **認識可能性**があれば足りる様になった ⇒P5～

– 原因B：証拠入手困難

- **証拠入手容易な②持出で刑事的手段**をとれる場合や、
また、**民事的手段**をとれる場合もでてきた。 ⇒P8～



秘密管理性のハードルは下がったか

◆ 経産省「営業秘密管理指針」*

- 15年の改訂で**認識可能性が秘密管理性**の本質とした。
- **アクセス制限等**は**認識可能性担保の一手法**に過ぎぬ

◆ 判例の動向

- **認識可能性こそ重要**の一般論記載増加
 - 知財高判平成28年3月8日判決
 - 東京高裁平成29年3月21日判決
- 具体論ではアクセス制限不備で秘密管理性否定事案も残る
 - 靴木型情報の秘密管理性が問題となった事件で、木型の放置等や誓約書で木型が秘密と特定無でも業界認識や通常管理等から秘密管理性肯定**
 - 保護に値する情報⇒ハードル下がっている傾向

* 経済産業省 営業秘密管理指針 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/h31ts.pdf>

** 東京地判平成29年2月9日 オリジナル靴木型事件



参考：秘密管理性（米国）

【図7】 営業秘密要件に基づく請求棄却率：DTSA（2016.5-2017.5）⁵⁸

請求棄却率（全体） 41% (35/85)		
非公知性・非容易確認性の欠如	8/85	9%
秘密保持措置が不十分	4/85	5%
経済的価値の欠如	0/85	0%

【図8】 請求棄却事例における棄却理由の分布：DTSA（2016.5-2017.5）⁵⁹

不正利用（のおそれ）の証明が不十分	9/35	26%
非公知性・非容易確認性の欠如	8/35	23%
回復不能な損害発生（の証明）が不十分	7/35	20%
営業秘密の特定が不十分	6/35	17%
DTSA施行後の営業秘密の不使用	5/35	14%
合理的な秘密保持措置の欠如	4/35	11%
管轄の欠如	3/35	9%



参考：秘密管理性（日本）

【図9】 営業秘密要件に基づく請求棄却率：日本（2006.1-2015.12）⁶⁰

請求棄却率（全体） 87%（103/118）		
秘密管理性の欠如	60/118	51%
非公知性の欠如	24/118	20%
有用性の欠如	6/118	5%

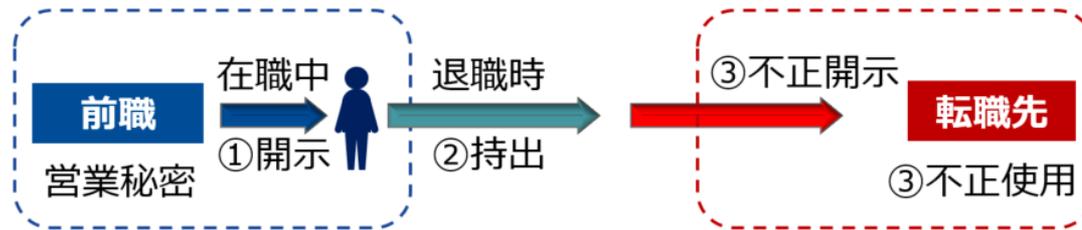
【図10】 請求棄却事例における棄却理由の分布：日本（2006.1-2015.12）⁶¹

秘密管理性の欠如	60/103	58%
不正利用の証明が不十分	41/103	40%
非公知性の欠如	24/103	23%
営業秘密の特定が不十分	10/103	10%
「不正の手段」要件の不充足	10/103	10%
有用性の欠如	6/103	6%
図利加害目的の欠如	4/103	4%
「示された」要件の不充足	3/103	3%

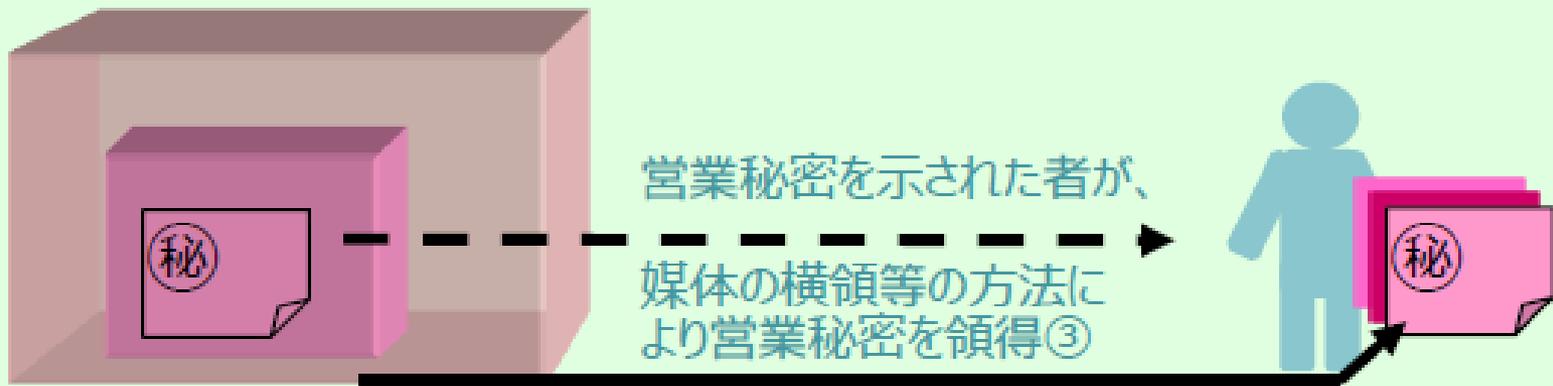


証拠の偏在は緩和されたか

- ◆ 証拠入手の容易な②退職時持出の証拠で一定の場合、**刑事（領得罪：21条1項3号）** 手続きが実務的にも利用可能



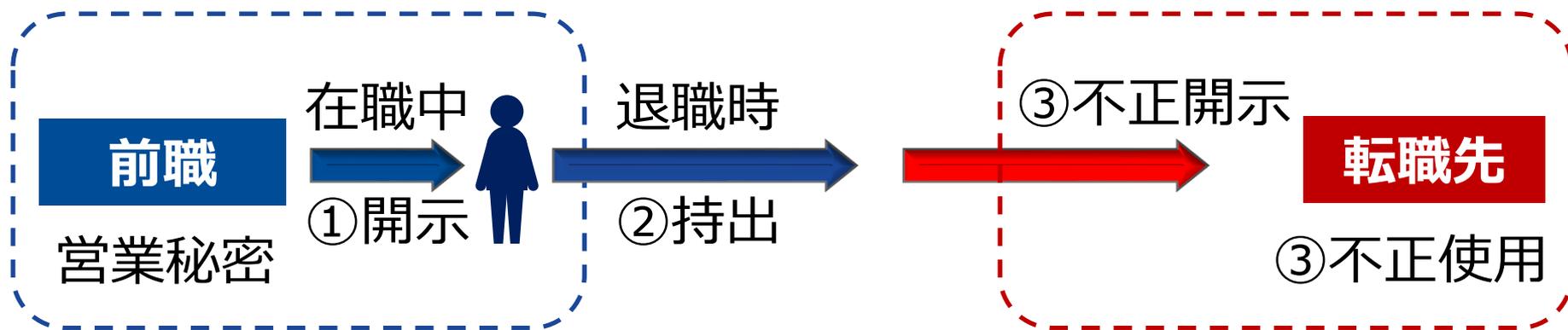
(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、凶利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ) 媒体等の横領、(ロ) 複製の作成、(ハ) 消去義務違反 + 仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為





証拠の偏在は緩和されたか

- ◆ 民事においては、②退職時持出そのものは不正競争行為でない

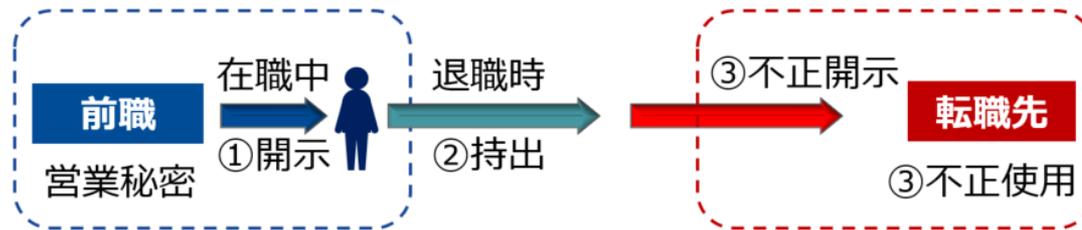


- ◆ ただし③転職先への不正開示や不正使用のおそれがある場合に、**民事的な手段**を講じる事が可能になっている
 - ③不正使用開示をさせぬ**仮差止***
 - 退職者個人資産への**仮差押え**
- ◆ この様に**証拠入手容易な②退職時持出の証拠**で、一定の場合、**刑事手段・民事手段を講じ、これを梃子に権利行使可能**



日常の秘密管理のポイント

◆漏れぬ様に重要情報はアクセス制限が大前提。以下は万一漏れた場合に、権利行使しうる様に備えた平時対応



- ◆ **退職時情報持出**を調査できる様にしておく
 - 前出の刑事・民事手続を発動できる様に
- ◆ **認識可能性向上**中心の秘密管理
 - 秘密表示する（個別表示）
 - どのような情報が秘密かの教育（カテゴリーの表示）
- ◆ 「少々秘密表示が不備でも広い秘密保持あるからOK」は本当か



秘密保持契約実務のポイント

- ◆ 不正競争防止法上の**営業秘密**（秘密管理性、有用性、非公知性）**より広い情報の不開示・不使用約束を守秘契約に期待はできない**
 - 営業秘密に非該当だが守秘契約違反との判例は略ない
 - 特に退職従業員との事案では「**知り得た一切の情報の守秘**」文言でも**非公知性・有用性・秘密との認識可能な管理がされている範囲でのみ有効**とされる*

☆合意文言通りに契約効果が認められぬのは、合意時点で何が対象秘密情報か共通認識がないからと思われる（営業秘密の守秘を約した合意と解釈される）

※外部に営業秘密を秘密保持無しで開示すると秘密管理性無と判断される⇒ 外部開示時は守秘契約必要



秘密保持契約実務のポイント

守秘契約では、単に守秘対象を広く...ではなく、「**営業秘密権利行使容易化**する内容で」起案する方が良い。

◆ 秘密内容を例示列挙する

- 認識可能性の向上
- 退職従業員との関係：秘密表示して示していたものや社内教育で秘密としてカテゴリーを示してものが対象と規定

◆ 権利行使容易化の**手続規定**を豊富に盛り込む

- **資料返還義務・返還破棄証明提出義務**（∵領得罪発動のトリガ）
(3号) 営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、(イ) 媒体等の横領、(ロ) 複製の作成、(ハ) 消去義務違反+仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為
- **報告義務**（漏洩危惧事案、重要情報アクセス者氏名等
∵万一の漏洩時の追及の際の手がかり情報が得れる）

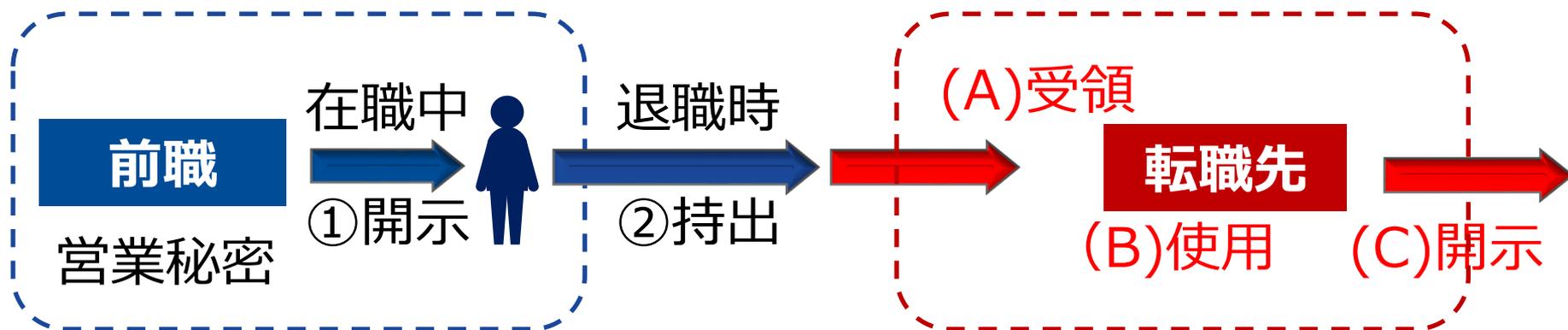


コンタミリスク

権利行使容易化⇒権利行使をされて「**不正使用の嫌疑**」をうけるリスク
(コンタミリスク) の増大をも意味する

コンタミリスクの法律上の取扱

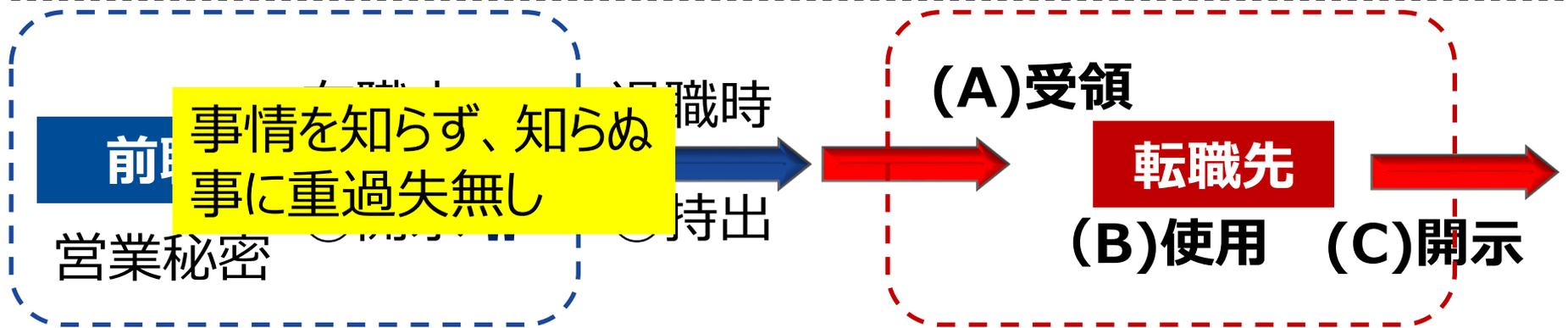
◆前職営業秘密と知りながら、重過失を以って知らずに受領し 使用し開示する*



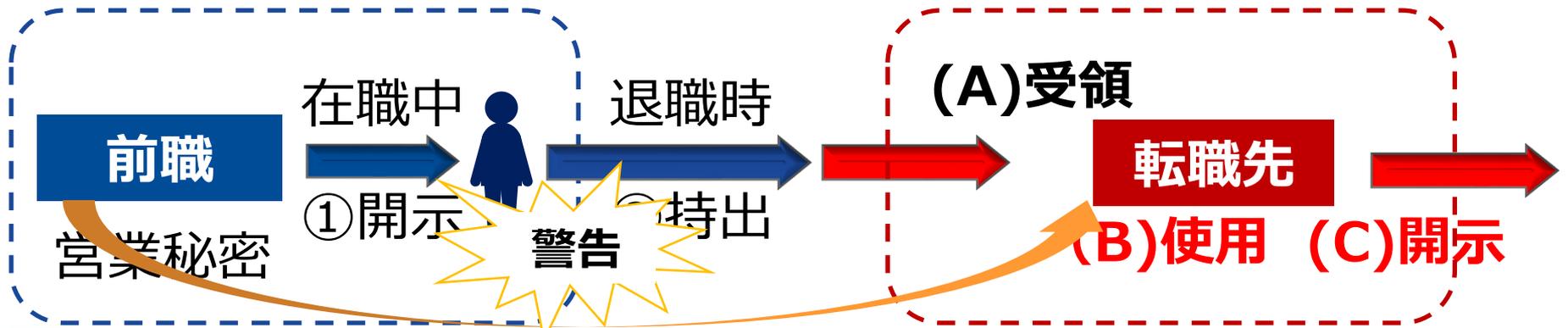


コンタミリスク

◆前職営業秘密と知らず（知らぬ事に重過失なく）受領し使用し開示する*



◆その後前職より通知を受けその営業秘密であるを知った* *





コンタミリスクへの対応

- ◆ かつてより法律は、知らずに受領していた情報につき、不正経緯を知らされた瞬間使用開示できなくなる、という厳しい建付け
- ◆ しかし以下の理由からあまり神経質になるべきではない：
 - 過度な情報入手へのハードルは**情報利活用を害する**
 - 「重過失」で要求される**注意義務はさほど高くない**：取引上要求される注意義務を尽くせば、容易に不正開示行為等が判明するにもかかわらず、その義務に違反する場合をいう*

これらに鑑みても、権利行使が容易になったとは言え、一定のリテラシーを以って権利行使はすべきと思われる



コンタミリスクへの対応

- ◆ 対象情報の**開示権限がある事の保証**を守秘契約で求める
 - 競合からの転職者採用時等でも競合の秘密情報の開示を望んでいない事を示し、しない事を約してもらう。
- ◆ 共同研究等で、自社保有独自情報に類似する他社情報を秘密保持下で受領する危惧がある様な場合 ⇒ **情報受領前にリスク確認しリスク無と踏んだ情報のみ受領する**手続を契約に織り込む
- ◆ 今後社内で継続使用する様な情報を受領する場合 ⇒ 対象情報に**他人の秘密情報が混在していない事を保証しその違反時には損害の補償を求める**条項を入れる。



近時の論点～テレワーク～

- ◆ 電子情報についてはVPN他でセキュリティを確保した会社貸与のPCでの持出・使用を認める。問題は紙情報
- ◆ ペーパーレスが進み、紙情報持ち出し不可で無問題ならそれで良いが、そうでなければ重要度合い応じ、①禁止、②台帳管理の上許可、③認める、を使い分ける
- ◆ 自宅でのプリントアウトを認めるかも論点。安全に電子情報で使えるものを敢えてプリントアウト認め流用リスクを高めるのはリスクー。
- ◆ 【参考文献】
 - － 経済産業省 テレワーク時における秘密情報管理のポイント*
 - － 総務省 テレワークセキュリティガイドライン第4版（最新版は第5版だが本論点は第4版が詳しい） **



近時の論点～副業～

- ◆ 従前は**自社社員退職時**に自社秘密情報漏洩リスクが、**他社退職社員の採用時**にコンタミリスクが懸念されていた。
- ◆ **副業の解禁**の傾向により、自社社員が副業で他社業務に携わるときに自社秘密情報漏洩リスクが、他社社員に副業で自社業務を手伝ってもらう場合にコンタミリスクが懸念される。
- ◆ 必要な対応は、従前の場合と同様であるが、**タイミング**が増えるので、各社人事部門と協力して、適時対応が必要となる。
- ◆ また、競合他社への副業を認めるかどうか等を含めた副業容認制度の内容について各社人事部門との調整も要検討（営業秘密法制と労働法との相克を要検討）



その他近時の論点

- ◆ その他営業秘密関係では新しい論点が以下を含め多々あり。フェアトレード委員会では鋭意検討中：
 - サプライチェーンマネジメント
 - クロスボーダー化する事件への対応
 - 独禁法との関係（優越的地位の濫用との関係）
 - 公益通報者保護と営業秘密
 - オープンイノベーションの進展と営業秘密

ご清聴有難うございました

ご質問等は、湯澤 啓介 yuzawa.keisuke@kobelco.com
までお問い合わせください。

~Creating IP Vision for the World~



一般社団法人日本知的財産協会

